

あしかがし障がい児者福祉プラン（第7期）（案）に関する
パブリック・コメント実施結果

● 提出されたご意見に対する考え方

※（ ）内の数字は掲載ページを示しています。

番号	対象項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第1施策 第1章 第3施策 第10章	足利市立小学校・中学校において盲導犬普及活動「盲導犬ふれあい教室」が開催されていますが、福祉教育の推進、ボランティア活動の促進において、『盲導犬普及活動』が＜現在行われている事業＞に含まれていないのは何故ですか。	「盲導犬ふれあい教室」については、〈現在行われている事業〉の「福祉教育・体験学習への支援」（P24、58）として表記しています。
2	第1施策 第1章 第3施策 第11章	障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）においても取り入れられるようになり、認知が広まりました。2024年4月に改正障害者差別解消法が施行されます。これにより民間事業者においても合理的配慮が法的義務化されます。これらについて積極的な行動指針が示されていませんが、どの様にお考えですか。	障がい者差別解消等に関しては、「障がいを理由とする差別解消の推進」（P24）、「障がい者の権利擁護」（P25）、「事業主などへの啓発と雇用促進」（P61）に記載しています。
3	第1施策 第3章	栃木県及び県内の市町村、足利市において障害福祉サービス介護給付費支給決定基準の表記や説明が積極でないのは何故でしょうか。明瞭な市町村もあります。参考にしてください。	いただいたご意見は、本計画に関するものではないことから、今後の参考意見とさせていただきます。
4	第2施策 第7章 第8章	P75 6 地域生活支援事業の実施に関する事項（1）実施する事業の内容及び各年度における種類ごとの量の見込みの表中⑨移動支援事業において延べ利用見込み時間数が増えています。実施見込み箇所数が8ヶ所と同数ですが対応可能ですか。	過去の利用者の実績の推移から、件数・時間を見込んでいます。（P75 表中⑨） なお、事業所数の充実については、住み慣れた地域で暮らすため、利用者のニーズなどに応じたサービスが提供できるよう努めます。
5	第2施策 第7章 第8章	「足利市地域自立支援協議会からの提言」（第6期）を含めて計画等の経過・結果・点検等が不足しているように思われます。ただ提示・掲載されているのでは比較検討できません。 1 すべての市民が共に暮らす共生社会の実現 2 障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現 3 地域生活支援拠点等整備事業の速やかな構築と強化を図る 4 障がい者の権利保障が守られる社会の実現 5 障がい者がいきいきと働ける社会の実現 6 支援体制づくり	毎年、地域自立支援協議会で中間報告を行い、ご意見をいただく機会を設けています。（P77）

6	第3施策 第9章	あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）身体障がい者スポーツセンターにて行われている盲人用卓球（サウンドテーブルテニス）について、毎月定期的に練習を開催し、大会への出場をしています。 事業の内容に表記が無いのは何故ですか。	本計画には、市の施策として行っている事業を記載しています。（P54）
7	第3施策 第9章	同行援護の支給量の決定について、「支給基準時間は、国庫負担基準をもとに目安となる支給量を定めたもので、支給量の上限ではありません。」サービス等利用計画案の作成にあたっては、利用者ご本人の障がいの状況や生活の状況等を加味する必要があります。 このためサービス等利用計画案が支給基準時間を超える場合の申請については速やかな受理をお願いします。	いただいたご意見は、本計画に関するものではないことから、今後の参考意見とさせていただきます。
8	資料 第2施策 第7章 第8章 第3施策 第9章	市役所の窓口での対応の内容の反映について 1 タクシー券の利用について 2 日常生活用具の単身世帯への対応について 3 同行援護の時間数について 4 その他 窓口で得られる応答は、「聞かせていただいたお話は、後ほど話し合っ結果をお知らせします。」とあり、ヒアリング結果に反映されていませんが、どの様に受け止められているのかが不明です。	「障がい者関係団体ヒアリング結果」（P83）については、本計画策定のために行った集団ヒアリング結果を記載しています。 また、タクシー券の利用に関しては「移動支援の充実」（P56）に、日常生活用具の単身世帯への対応に関しては「各事業の見込量の確保のための方策」（P76）に、同行援護の時間数に関しては「各年度における障がい児者に対する福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」（P72）にそれぞれ記載しています。